様式第７号（第７条の２関係）

※「★必須」欄は必ず記入して下さい。

空き家バンク制度利用登録申込書

　伊賀市長　　様

★必須

申込日　　　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込者  ★必須 | 住所 | 〒　　　　- | | |
| ふりがな |  | 生年月日 | 年　　　月　　日生  昭和  平成  西暦  （　　　　歳） |
| 氏名 |  |
| 連絡先 | （　携帯　・　自宅　）　　　☎　　　　　　－　　　　　－ | | |
| E-mail　　　　　　　　　　　　　　　　＠ | | |

　空き家バンク制度を利用したいので、伊賀市空き家バンク制度に関する要綱第７条の２第１項の規定により申し込みます。申し込むに当たり誓約事項の内容を遵守することを誓約します。

誓約事項

★必須

□　伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の趣旨を理解し、同要綱及び裏面記載のルールを遵守します。

□　空き家バンク制度登録カード等から得た情報は、他の目的に使用することはありません。

□　空き家を利用することとなったときは、地域住民と協調して生活するとともに、賃借の場合は賃借人としての義務を果たします。

□　暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

※誓約事項に✔が無い場合は、利用登録申込はできません。

★必須

※記載いただいた情報は、空き家バンク運営に関すること以外へは使用しません。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用区分 | □購入　□賃借　□どちらでも可 | | | 利用目的 | | | | □定住　□その他（　　　　　） | |
| 世帯員  ★必須 | 申込者との続柄 | 氏　名 | | | | 年　齢 | | | 職業 | |
| 本人 |  | | | |  | | |  | |
|  |  | | | |  | | |  | |
|  |  | | | |  | | |  | |
|  |  | | | |  | | |  | |
| 希望物件  条　　件 | 購入価格 | 万円以内 | | | | 家賃月額 | | | 万　　　千円以内 | |
| 構造 | □古民家　□木造　□鉄骨　　□平屋　□２階建て | | | | | | | | |
| 駐車場 | 台 | ペット | | | | □いる　□いない | | | | |
| 希望地区 |  | | | 入居時期 | | | | 令和　　　年　　月頃 | |
| 農地取得 | □家庭菜園希望（　　　　㎡/1000㎡未満）□農業に従事（　　　　㎡/1000㎡以上） | | | | | | | | | |
| サポート | 移住に関する様々なご相談を移住コンシェルジュがお受けします。保育園、学校転校、各種補助金に関するご案内、手続きなど移住前から移住後まで継続してサポートしますので、お客様情報をコンシェルジュに共有します。  □同意する　　　□同意しない（サポートは不要） | | | | | | | | | |

＊物件情報は「伊賀流空き家バンクホームページ」にて動画付きで公開しています。ホームページをご覧になれない方は、物件情報誌をお送りしますのでお申し出ください。

※必ず一読して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☆伊賀流空き家バンクの利用ルール | | |
| 1. | 伊賀市空き家バンクでは、交渉時のトラブル回避のため物件所有者との直接交渉はできないルールとなっており、交渉から契約、引渡しまでは、伊賀市が指定した媒介不動産事業者又は仲介司法書士を通して交渉を行うこと。 ※物件が譲渡や安価な物件は司法書士が仲介します。それ以外は不動産事業者が媒介します。 ※媒介不動産事業者・仲介司法書士の変更や交代は、各法に照らし違法性があった場合に行います。 |  |
| 2. | 物件近隣住民、物件所有者、他の利用登録者、不動産事業者、司法書士、空き家バンク担当職員への脅迫・威圧、迷惑行為など、空き家バンクの運営に支障をきたさないこと。 ※支障をきたした場合は利用登録を抹消します。また、それ以降の申請者又はその同居家族や縁者などからの利用登録申出があった場合も同様に利用登録の許可は行いません。利用決定後判明した場合は、即時、利用登録を抹消します。 |  |
| 3. | 居住以外の目的**※**で物件取得（購入・賃貸）を行わないこと。 　※太陽光パネル設置目的、転売（貸）目的など。　（店舗、社宅、寮等での使用は相談下さい。） |  |
| 4. | 空き家バンク制度で関与できる範囲は交渉開始前までとなります。交渉開始以降は、宅建業法に基づき、媒介不動産事業者による手続となるため、売買契約や賃貸借契約後の物件の瑕疵や契約の履行、登記手続など一切のクレームは市へは申し立てないこと。 |  |
| 5. | 交渉開始後、必要なリフォームや各種手続きを行う場合は、利用登録者自らが行います。  ※契約行為を行う前に、リフォーム等にかかる必要な費用の見積りをお勧めします。成約後にトラブル等が発生した場合、市は、関与いたしません。 |  |
| 6. | 購入又は賃貸契約後は、建物及びその敷地を適切に管理します。 |  |

令和　　年　　月　　日

申請者氏名

**本人確認書類添付台紙**

空き家の物件登録及び利用者登録申請を行う際は、下記のうち、いずれかの写しを添付してください。

(１)　別表第１に掲げる書類のうちいずれか１点

(２)　別表第２に掲げる書類のうちいずれか２点

(３)　別表第２に掲げる書類のうちいずれか１点及び別表第３に掲げる書類のうちいずれか１点

|  |
| --- |
| 貼り付け欄  現住所が確認書類の裏面に記載されている場合は、裏面の写しも添付してください。 |
| **別表第１** | |
| □個人番号カード　　　□運転免許証　　　□運転経歴証明書　　　□パスポート  □住民基本台帳カード　□在留カード、特別永住者証明書  □身体障害者手帳　　　□療育手帳　　　　□精神障害者保健福祉手帳  □官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、氏名、生年月日又は住所が記載されており、市長が適当認めるもの | |

|  |
| --- |
| **別表第２** |
| □健康保険証　　　　　□年金証書　　　　　　□年金手帳  □住民基本台帳カード　□介護保険被保険者証　□各種医療受給者証  □恩給証書　　　　　　□運転仮免許証　　　　□生活保護受給者証  □その他これらの書類と同等と認められるもの（官公署が発行した資格証明書等） |

|  |
| --- |
| **別表第３** |
| □社員証　　□学生証　　□預金通帳　　□診察券 |